

【平成 29・30年度】

南城市競争入札参加
資格審査申請の提出要領

【役務】

南 城 市

目 次

1. はじめに	1
2. 競争入札の参加資格	1
3. 入札参加資格の有効期間	1
4. 申請の方法	1
5. 申請書類提出後の変更届	1
6. その他の留意事項	2
7. 審査結果の公表	2
※ 注意事項	2
所在地区分	2
提出書類一覧表	3~4
競争入札の参加者資格要件	5
変更届事項別提出書類一覧表	6

1. はじめに

南城市が発注する役務について入札参加を希望する者は、入札参加資格審査を受け、名簿に登録する必要があります。以下の要綱に基づき南城市役務競争入札参加資格審査申請書を提出してください。

2. 競争入札の参加資格

※次の1から6の全てを満たすこと。

1. 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定されている事項に該当しない者
2. 営業に関し、法令上の資格等を必要とする場合は、それらの資格等を有する者
3. 申請しようとする年の1月1日において、引き続き1年以上同種の営業を営んでいる者
4. 国税、市町村税、国民健康保険料（税）、社会保険料に滞納がない者
5. 経営状態が健全であると認められること
6. 南城市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していない者

3. 入札参加資格の有効期間

平成29年度の名簿登録の日から次回（平成31・32年度）名簿登録日の前日まで。

4. 申請の方法

1. 提出書類：提出書類一覧表により番号順に個別フォルダー（フラットA4-S型）に左綴じにファイルし、表紙及び背表紙に「役務競争入札参加資格審査申請書」及び商号を明記して下さい。
2. 提出部数：1部
3. 提出方法：提出書類は持参とします。尚、申請書の記載内容について説明できる方をお願いします。（行政書士事務所等へ委託した場合、申請内容の再確認をして下さい。）
4. 受付期間：平成29年9月14日（木）から平成29年10月4日（水）
（ただし、土曜日、日曜日、祝祭日を除く。）
5. 受付時間：午前9時から11時30分 午後1時から4時30分
6. 受付場所：南城市役所 土木建築部 都市建設課（玉城庁舎2階）
TEL：098-948-2141 FAX 098-948-3167

5. 申請書類提出後の変更届

入札参加資格申請を提出した後、申請書に変更があった場合は、速やかに入札参加資格審査申請書変更届出書により変更届事項別提出書類一覧表の変更事項に該当する書類とともに提出し

てください。

6.その他留意事項

- 各種証明書については、コピー機による写しでも構いません。(発行日より3ヶ月以内のもの)
- 競争入札参加資格が認定された場合、申請された文書については、当該情報を公開することに同意していただきます。
- 登録できる業種は最大5業種までになります。

7.審査結果の公表

- 審査の結果、入札参加資格を認定された者は、分類項目ごとに業者登録名簿に登載します。

※ 注意事項

* 入札参加資格審査に申請した者が、次の各号のいずれかに該当するときは、資格の登録を行いません。

- ① 入札参加資格審査申請書若しくは添付書類の重要な事項について虚偽の記載をし、又は事実について記載しなかったとき。
- ② 審査のための実態調査に応じないとき。
- ③ 審査の過程又は審査終了後、入札参加資格を与える者として不適当であることが判明したとき。

所在地区分

登録にあたっては、営業所の所在地ごとに以下のとおりとします。

- ① 市内業者：本店を南城市に有するものをいう。
- ② 市外業者：本店を県内（南城市を除く）に有するものをいう。
- ③ 県外業者：本店を県外に有する者をいう。
- ④ 準市内業者：上記②、③の業者のうち、南城市内に営業所を有している者であって、次に掲げる事項を満たす者をいう。

【1】南城市内の営業所に入札、契約に関する一切の権限を委任していること。

【2】南城市税務課に法人設立（設置）申告書を提出して1年以上経過していること。

申請する際の事業所は次の各号の要件を備えていることを条件とします。

- 1) 契約・見積、入札等について実質的な業務が行えること。
- 2) 看板が設置され、電話、机等の什器備品、帳簿等を備え、営業の実態が確認できること。
- 3) 本市からの問い合わせ等について、対応ができる従業員が常勤していること。

※以上の要件が満たされていない場合、前回登録があった者の継続申請であっても、登録できない場合があります。

提出書類一覧表

※提出書類の番号順に並べて提出してください。

番号	提出書類	記入要領
1	提出書類チェックシート【役務】	提出前に全ての項目を確認
2	南城市役務競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）	本社名で作成し代表者印（実印）を使用
3	印鑑証明書	（写し可）拡大縮小しないこと
4	使用印鑑届（様式第2号）	必要な場合のみ
5	定款	法人事業者のみ 登録希望業種が「目的」のどれにあたるのかマーカーでラインを引く。
6	登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	法人事業者のみ
7	代表者の身分証明書	個人事業者のみ 市町村役場発行のもの
8	代表者の登記されていないことの証明書	個人事業者のみ 【窓口】全国の法務局・地方法務局（本局） 【郵送】東京法務局後見登録課のみ取り扱い
9	【法人】財務諸表 【個人】流動資産・負債計算書（様式第3号）	【法人】前期の貸借対照表及び損益計算書等（流動資産・負債の合計額にマーカーでラインを引く） 【個人】流動資産・負債計算書（様式第3号）に記載
10	市町村税の滞納のない証明書（完納証明書）	事業所のある市町村より発行
11	南城市の法人市民税納税証明書（直近2年分）	準市内業者のみ提出
12	代表者の市町村税の滞納のない証明書（完納証明書）	納税義務がある市町村より発行
13	都道府県税完納証明書（全税目の滞納のない証明書）	事業所のある都道府県より発行
14	国税納税証明書	※法人事業者は様式その3の3 ※個人事業者は様式その3の2
15	代表者の国民健康保険料（税）滞納のない証明書	個人事業者のみ 市町村役場発行のもの
16	営業実績調書【民間業者、国又は地方公共団体】（直近2年分）（様式第4号、様式第4号の2）	※登録希望業種のための営業実績を記載 契約相手が民間業者と国又は地方公共団体のものを各1枚ずつ ※主な契約のみ
17	営業実績総括表（様式第5号）	登録希望業種ごとの営業実績額を記入
18	労働保険証明願	法人事業者のみ 労働局

19	社会保険料納入確認書	法人事業者のみ 年金事務所
20	賠償責任保険証券	必要な業者は下記の登録をする業者のみ。 <ul style="list-style-type: none"> ・警備業務 ・清掃業務 ・消防用設備保守業務 ・電話交換手業務 ・庁舎設備管理業務 ・電話設備保守管理業務 ・昇降機保守管理業務
21	営業許可証明書又は登録証明書	警備業務→公安委員会認定証 機械警備→機械警備業務開始届出書 清掃業務→県知事事業登録証明書 上水道施設維持管理業務 →南城市上水道指定給水装置工事事業者証 下水道施設維持管理業務 →浄化槽保守点検業者登録通知書 水質検査業務 →厚生労働大臣登録機関の証 →精度管理の評価試験結果
22	技術職員（インストラクター含）有資格者名簿（様式第6号）	※県内業者のみ ※資格証添付のこと。[名簿順に添付すること。] ※県外業者については不要。電算入力表（様式第11号）に技術者数を記載すること。 ※最低賃金以下での雇用は認めません。
23	印刷業者調査表（様式第7号）	電算入力表（様式第11号）の「印刷複写類」を希望している業者のみ
24	所在地見取図及び店舗の外装、内装の写真（南城市にある営業所等）（様式第8号）	南城市内に事業所を有する方のみ
25	「技術職員有資格者名簿」に記載のある技術職員の「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」の写し	※内容確認の為塗りつぶしはしないようお願いいたします。 個人事業者で従業員が4人以下のため適用が除外されている場合は雇用保険被保険者証の写しを提出（氏名以外の個人情報及び他職員の情報は除くこと）
26	誓約書（様式第9号）	
27	委任状【原本】	支店長等へ通年委任する場合のみ
28	競争入札参加資格審査申請書受付表（様式第10号）	申請書の住所、商号・名称、代表者名記入
29	電算入力表 A3（様式第11号）	ふりがなを忘れずに記入してください

1. 書類は上記番号順にファイルしてください。但し28,29,30の書類はファイルに綴らず提出して下さい。

2. 証明書類は写りが鮮明であればコピー機による写しでも構いません。
3. 登録後は登録業種の追加、変更は行いません。書類は十分確認のうえ提出して下さい。
4. 申請時に28,29の書類を提出できない場合は受付できません。
5. 9,10,13,14の書類は申請後も毎年提出して下さい。(9については、決算後又は申告後2ヶ月以内に提出がない場合は入札に参加できなくなることがあります。)
6. 該当する業者は11,12, 15の書類は申請後も毎年提出して下さい。

競争入札の参加者資格要件

1. 警備業務

- ① 常用警備員数が5人以上であること。
- ② 公安委員会認定の業者であること。

2. 清掃業務

- ① 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号の登録を受けていること。
- ② 次の条件により区分する。

清掃 A

常用清掃員数	100人以上
資本金	1,500万円以上

清掃 B（清掃 Aに該当しないもの）

常用清掃員数	20人以上
資本金	500万円以上

3. 消防用設備保守業務

次の資格者のいずれかを有していること。

- ① 消防設備士（甲種又は乙種第1類、乙種第2類、乙種第4類及び乙種第6類）
- ② 消防設備点検資格者（第1種及び第2種）

4. 電話交換手業務

- ① 従業員が5人以上いること。
- ② 電話交換手として対応できる者がいること。

5. 庁舎設備管理業務

- ① 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項第2号、第3号、第4号及び第5号の規定による登録を受けていること。
- ② 次の資格者を有していること。
 - a) 建築物環境衛生管理技術者
 - b) 第3種電気主任技術者以上の資格者
 - c) 第2種冷凍機械責任者以上の資格者
 - d) 電気工事士の資格者
 - e) 消防設備士（乙種第1類、乙種第2類、乙種第4類及び乙種第6類）又は消防設備点検資格者（第1種及び第2種）

6. 電話設備保守管理業務

電気通信事業法（昭和59年法律第86号）によるアナログ第1種、A1第1種又はA1・DD総合種の資格を有する工事担任者を有していること。

7. 昇降機保守管理業務

- ① 従業員が5人以上であること。
- ② 建設大臣が定める昇降機検査資格者を有していること。

8. 上水道施設維持管理業務

- ① 南城市上水道指定給水装置工事事業者証

9. 下水道施設維持管理業務

次の資格要件を満たす者が1名以上であること。

- ① 浄化槽保守点検業者登録通知書
- ② 浄化槽技術管理者及び浄化槽管理士の資格者
- ③ フォークリフト運転技能講習修了者
- ④ 小型移動式クレーン技能講習修了者
- ⑤ 玉掛け技能講習修了者
- ⑥ 第二種電気工事士の資格者

10. 水質検査業務

- ① 厚生労働大臣登録機関の証
- ② 精度管理の評価試験結果

※印刷複写類については資格の要件はありません。

変更届事項別提出書類一覧表

入札参加資格審査申請書を提出後、登録内容に変更が生じた場合には、すみやかにその旨を書面で届け出てください。

届出が遅れた場合には、入札への不参加等の不利益を受ける場合がありますのでご注意ください。

変更事項	内 容	変更届	許可書 通知書	登記簿 謄本	印 鑑 証明書	所在地 見取図	技術職員 名簿	委任状	補足説明
商号又は 名 称	組 織	○	○	○	○				前組織の 抹消が明 白である もの
	名 称	○	○	○	○				
代 表 者	社長交替	○		○				○ (委任してい る場合のみ)	個人の場合 は身分 証明書写 しを添付
	役 職 名	○		○				○ (委任してい る場合のみ)	
代 理 人 (代表者の委任者)		○						○	
所 在 地		○		○		○			
電話番号 FAX番号		○							
印 鑑		○			○				変更事項 欄に押印
技 術 者		○					○		資格証明 写しを添 付

注意事項

1. 「入札参加資格審査申請書変更届出書」は、変更事項並びに変更前及び変更後の内容、登録番号を明記した書面を任意に作成してこれに代えても構いません。
2. 通知書等の添付資料は、コピーで構いません。(ただし、委任状については原本提出)
3. 受付証は発行しませんので必要な場合は「入札参加資格審査申請書変更届出書」のコピー等を添付してください。それに本市の受付印を押すことで受付証に代えさせていただきます。
4. 変更内容によっては添付書類を追加させていただく場合がありますのでご協力をお願いします。
5. 本市へ問い合わせる場合は、「登録番号」でお問い合わせください。